

機 器 別 点 検 表

- 1 チリングユニット（冷熱源機器）
- 2 吸収冷温水機（冷熱源機器）
- 3 温風暖房機（温熱源機器）
- 4 パッケージ形空気調和機（冷熱源機器）
- 5 冷却塔（冷熱源機器）
- 6 ユニット形空気調和機（空気調和等関連機器）
- 7 ファンコンベクター（空気調和等関連機器）
- 8 ポンプ（空気調和等関連機器）
- 9 送風機（空気調和等関連機器）

1 チリングユニット（冷熱源機器）

チリングユニットの点検詳細は以下のとおり

- (1) 点検項目及び回数、「高圧ガス保安法」、「冷凍保安規則」及び「冷凍保安規則関係基準」に定めるところによる。
- (2) シーズンイン点検を、運転期間開始前に年 1 回実施する。
- (3) シーズンオン点検を、運転期間中に毎月 1 回実施する。
- (4) シーズンオフ点検を、運転期間終了後に年 1 回実施する。
- (5) 点検項目は下表のとおり。

チリングユニット点検項目表

点検項目	点検内容	点検時期			備考
		イン	オン	オフ	
ア 基礎・固定部	(ア) 亀裂、沈下等の有無	○		○	
	(イ) 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無	○		○	
	(ウ) 防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無	○		○	
	(エ) 取付け状態の良否		○		
イ 外観の状況	(ア) 本体の腐食、変形及び破損等の有無	○	○	○	
	(イ) 保冷材の損傷及び脱落の有無	○	○	○	
ウ 内部の状況	(ア) フィンコイルユニットの汚れ及び損傷の有無	○		○	
エ 付属品	(ア) 温度計及び圧力計が正常値を示していること	○	○		
	(イ) 温度計及び圧力計接続部の漏れの有無	○	○		
	(ウ) 温度計及び圧力計の汚れ及び損傷の有無	○	○	○	
	(エ) 安全弁の漏れの有無及び作動の良否	○	○		
オ 電気系統	(ア) 操作回路及び動力回路の絶縁抵抗の良否	○		○	
	(イ) 端子部の緩み、変色及び破損の有無	○	○	○	
	(ウ) クラウンケースヒータ内温度の異常の有無	○		○	
	(エ) クラウンケースヒータの絶縁抵抗の良否	○		○	
	(オ) クラウンケースヒータの通電状態及び発熱状態の異常の有無		○		
	(カ) 操作盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無	○	○	○	
	(キ) 電磁開閉器の異常音及び劣化の有無	○		○	
	(ク) 接地抵抗の良否	○			
カ 保安装置	(ア) 圧力開閉器が設定値で作動すること	○			
	(イ) 吐出ガス温度サーモスタットの作動状態の良否	○			
	(ウ) 断水リレーの作動状態の良否	○			
	(エ) インターロックの作動状態の良否	○			
	(オ) 冷水凍結防止サーモスタットの作動状態の良否	○			
	(カ) 可溶栓の変形及び破損等の有無	○			

点検項目	点検内容	点検時期			備考
		イン	オン	オフ	
キ 冷媒系統	(ア) ガス漏れの有無	○	○	○	
	(イ) 配管の損傷、接触、磨耗及び腐食等の有無	○	○	○	
ク 潤滑油系統	(ア) 油の汚れの有無及び油量の適否	○	○	○	
ケ 冷水及び冷却水系統	(ア) 冷水の漏れの有無	○	○	○	
	(イ) 弁の開閉の良否	○	○	○	
	(ウ) 排水の通水試験を行い、流れに異常のないこと	○	○	○	
	(エ) ドレンパンの汚れ、さび及び腐食等の有無	○	○		
コ 送風機	(ア) Vベルトの摩耗、緩み及び損傷の有無	○	○	○	
	(イ) 軸受け異常音及び異常振動の有無	○	○	○	
	(ウ) 羽根車の損傷、振動等の有無	○	○	○	
サ 運転調整	(ア) 運転音及び振動の異常の有無	○	○		
	(イ) 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内であること	○	○		
	(ウ) 主電流、圧縮機電流及び送風機電流が規定値以下であること	○	○		
	(エ) 高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの状態を把握するために必要な計測を行い、その値が許容範囲内にあること	○	○		
	(オ) レシーバー等の冷媒液面の低下がないこと	○	○		
	(カ) 冷凍機の油圧及び温度等を計測し、その値が許容範囲内にあること	○	○		
	(キ) 熱交換器の冷媒、冷却水及び冷水の温度等を点検し、熱交換状況が正常であること	○	○		
	(ク) 自動制御器の温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で作動すること	○	○		

2 吸収冷温水機

吸収冷温水機の点検詳細は以下のとおり

- (1) 点検項目及び回数は、「高圧ガス保安法」、「冷凍保安規則」及び「冷凍保安規則関係基準」に定めるところによる。
- (2) シーズンイン点検を、冷房及び暖房の運転期間開始前に年2回実施する。
- (3) シーズンオン点検を、冷房及び暖房の運転期間中に年2回実施する。
- (4) シーズンオフ点検を、冷房の運転期間終了後に年1回実施する。
- (5) 点検項目は下表のとおり。

吸収冷温水機点検項目表

点検項目	点検内容	点検時期			備考
		イン	オン	オフ	
ア 基礎・固定部	(ア) 亀裂、沈下等の有無	○		○	
	(イ) 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無	○		○	
	(ウ) 防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無	○		○	
	(エ) 取付け状態の良否		○		
イ 外観の状況	(ア) 本体の腐食、変形及び破損等の有無	○	○	○	
	(イ) 保冷材の損傷及び脱落の有無	○		○	
ウ 内部の状況	(ア) 燃焼室の焼損及び燃焼ガスのリークの有無			○	
	(イ) 燃焼室内耐火材の亀裂及び脱落の有無			○	
	(ウ) 燃焼室の腐食及び汚れの有無			○	
	(エ) 燃焼ガス出口部の腐食の有無			○	
	(オ) 熱交換器内伝熱管のスケール付着の有無			○	
	(カ) 熱交換器内伝熱管の腐食の有無			○	
	(キ) 水室の汚れ及び腐食の有無			○	
エ 付属品	(ア) 温度計及び圧力計が正常値を示していること	○	○		
	(イ) 温度計及び圧力計接続部の漏れの有無	○	○		
	(ウ) 温度計及び圧力計の汚れ及び損傷の有無	○	○	○	
	(エ) 安全弁の漏れの有無及び作動の良否	○			
	(オ) 調整弁が、暖房及び冷房運転時に適した調整開度になっていること	○			
オ 動力盤	(ア) 冷房と暖房の切り替えが正常に行われていること	○			
	(イ) 絶縁抵抗の良否	○			
	(ウ) 作動の良否	○			
カ 電気系統	(ア) 操作回路、ヒーター回路及び動力回路の絶縁抵抗の良否	○			
	(イ) 端子部の緩み、変色及び破損の有無	○			
	(ウ) タイマーの起動制限、遅延、その他設定が規定値で作動すること	○			
	(エ) キャンドポンプ、抽気ポンプ、ブロワー及び油ポンプ用サーマルリレー設定値の可否	○			
	(オ) 電極棒の機能点検	○			
	(カ) 操作盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無	○			
	(キ) 接地抵抗の良否	○			

点検項目	点検内容	点検時期			備考
		イン	オン	オフ	
カ 保安装置	(ア) リレー及び保護装置が規定値で作動すること	○			
	(イ) インターロックの作動状態の良否	○			
キ 燃焼装置	(ア) 油燃料の場合は、油配管継手部から漏れないこと	○		○	
	(イ) ガス燃料の場合は、ガスの外部漏れがないこと。方法は（一社）日本冷凍空調工業会規格 JRA4004（ガス吸収冷温水機安全基準）による。	○		○	
	(ウ) 油燃料の場合は、電磁弁非電通時に、ノズルからの油漏れがないこと	○	○		
	(エ) ガス燃料の場合は、弁超リーク量が、基準値以内であること。方法は（一社）日本冷凍空調工業会規格 JRA4004（ガス吸収冷温水機安全基準）による。	○	○		
	(オ) ガス燃料の場合は、電磁ボール弁、遮断弁及びパイロット電磁弁の開閉の良否	○	○		
	(カ) 異常時に遮断弁が、規定値で作動すること	○	○		
	(キ) 通電時のチャタリング、加熱及び異常音の有無	○	○		
ク バーナー	(ア) 耐火材の亀裂及び欠損の有無	○		○	
	(イ) ヘッド部の焼損及び変形の有無			○	
	(ウ) ノズルを外し、洗油又はシンナーで洗掃を実施			○	
	(エ) 点火トランス、電極棒及び高圧リード線の損傷等及び絶縁碍子の亀裂の有無並びに絶縁の良否	○			
ケ リンク機構	(ア) 動作の良否	○	○	○	
	(イ) ボールジョイントの緩み及び損傷の有無	○		○	
コ 火災探知機	(ア) 光電セル及び紫外線検出方法は、受光面の汚れ、亀裂の有無並びに絶縁の良否	○			
	(イ) フレームロッド方式は、絶縁端の汚れ、亀裂の有無並びに絶縁抵抗の良否	○			
サ ストレーナー	(ア) 詰まり及び損傷の有無	○			
シ 地震感知器	(ア) 運転時に、作動テストを行い、自動的に燃焼が停止すること	○			
ケ 冷水及び冷却水系統	(ア) 出口及び入口の圧力損失が、規定値内であること	○			
	(イ) 漏れの有無	○			
	(ウ) 暖房時の冷却水の水抜き又は満水保管時の切替弁確認	○			

点検項目	点検内容	点検時期			備考
		イン	オン	オフ	
コ 運転調整	(ア) 運転音及び振動の異常の有無	○	○		
	(イ) 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内であること	○	○		
	(ウ) 運転電流が規定値以下であること	○	○		
	(エ) 電動機の回転方向が正しいこと	○			
	(オ) 温度制御が設定温度で稼働すること	○	○		
	(カ) 燃焼のプレパージ時間、着火タイミング及び失火動作指令の作動の良否	○	○		
	(キ) 正常に着火すること	○	○		
	(ク) メインバーナの火炎が安定しており、異常振動及び異音がないこと	○	○		
	(ケ) フレーム電流の良否	○	○		
	(コ) 排ガス中の酸素濃度、一酸化炭素濃度、排ガス温度、ドラフト、燃料圧力及び燃料消費量を測定し、許容値内であること。なお油炊きの場合、スモークの有無を点検する。	○	○		
	(サ) 冷温水及び冷却水の入口温度、出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度及び蒸発温度	○	○		
	(シ) 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無	○			
シ 真空気密	(ア) 抽気ポンプの起動時に、固着及び異常音がなく、抽気能力に異常がないこと	○	○	○	
	(イ) 抽気ポンプベルトの張りの良否	○	○	○	
	(ウ) 抽気ポンプ油面の適否	○	○	○	
	(エ) 抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることを確認する。	○	○	○	
	(オ) パラジウムユニットの焼損及び劣化の有無	○	○	○	
	(カ) 抽気ポンプにより、機内に不凝縮ガスがないことを確認する。	○	○	○	
ス 冷媒及び吸収剤	(ア) 腐食防止濃度及びアルカリ度が、既定の許容値内であることを確認する。	○	○		
	(イ) 溶液に汚れがないこと	○	○		

点検項目	点検内容	点検時期			備考
		イン	オン	オフ	
セ 機器用水質	(ア) ストレーナー、ダートトラップ等の水回路の水洗いの実施	○			
	(イ) 水質検査ガイドライン項目のうちpH及び電気伝導率について検査を行い、基準値に適合すること。		○		
	(ウ) pH及び電気伝導率が、基準値に適合しない場合は、水質検査ガイドラインの全項目について検査を行い、腐食及びスケールの生成について調査を行い、報告する。		○		
	(エ) 腐食傾向にある場合は、冷却水の入れ替え、ブロー量の調整又は適切なインヒビターの使用を行う。		○		
	(オ) スケール発生傾向にある場合は、(エ)による他、ブラシ洗浄または化学洗浄を実施する。		○		
	(カ) 冷却水が、バクテリア、藻等に汚染されている場合、対応は(オ)による。		○		
ソ 保存	(ア) 内部真空度に降下がないこと			○	
	(イ) 冷温水及び冷却水は、満水または乾燥状態で保存する。満水状態で保存する場合、さび止剤を規定濃度まで注入する。			○	
	(ウ) 溶液が十分希釈されていること			○	

3 温風暖房機（温熱源機器）

温風暖房機の点検詳細は以下のとおり

- (1) 温風暖房機及び付属燃焼機器の保守点検は、「消防法」、「消防に基づく各地方条例」、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保温の確保及び取引の適正化に関する法律」に定めるところによる。
- (2) 温風暖房機と別置きになっているエアフィルターの保守点検は、「ファンコンベクター」による。
- (3) オイルポンプ系統の保守点検は「ポンプ」による。
- (4) 送風機系統の保守点検は「送風機」による。
- (5) シーズンイン点検を、運転期間開始前に年1回実施する。
- (6) シーズンオン点検を、運転期間中に毎月1回実施する。
- (7) 点検項目は下表のとおり。

温風暖房機点検項目表

点検項目	点検内容	点検時期			備考
		イン	オン	オフ	
ア 基礎・固定部	(ア) 亀裂、沈下等の有無	○			
	(イ) ボルトの緩みの有無	○			
イ 外観の状況	(ア) 本体の水及び油漏れ並びに腐食、損傷等の有無	○			
	(イ) 煙管を清掃のうえ、漏れ、損傷及び腐食の有無を確認	○			
	(ウ) 燃焼室内部を清掃のうえ、漏れ、損傷及び腐食の有無を確認	○			
	(エ) 煙道内のすすの付着、損傷及び腐食の有無	○			
	(オ) ダンパーの開度の適否及び損傷の有無	○			
ウ 加湿器	(ア) 清掃のうえ、損傷及び腐食の有無を確認	○	○		
	(イ) 作動の良否	○	○		
エ 燃焼系統	(ア) 配管の油漏れの有無	○			
	(イ) ストレーナーを清掃し、損傷等の有無を確認	○			
	(ウ) 弁の油漏れの有無及び開閉の良否	○			
オ バーナー	(ア) 汚れ及び油漏れの有無	○			
	(イ) ノズル、電極棒及び絶縁碍子の割れ、損傷等の有無	○			
	(ウ) 着火の良否	○			
	(エ) ファンの異常音、異常振動及び損傷の有無	○			
カ 自動制御装置	(ア) 燃焼安全制御装置が作動した後に、バーナーモータが停止することを確認	○			
	(イ) リミットスイッチが既定の温度で作動した場合に、異常ランプが点灯し、運転が停止することの確認	○			
	(ウ) 操作盤内機器の取付状態の良否及び汚れ過熱、さび等の有無	○			
	(エ) 表示灯及び警報灯の作動の良否	○			
	(オ) 動力回路の絶縁抵抗の良否	○			
キ エアフィルター	(ア) ろ材の目詰まりの有無	○	○		
	(イ) 差圧力による圧力損失が、規定値以下であることを確認	○	○		
	(ウ) フィルター外枠の変形及び腐食の有無	○	○		

4 パッケージ形空気調和機（冷熱源機器）

パッケージ形空気調和機の点検詳細は以下のとおり

- (1) 点検項目及び回数は、「高圧ガス保安法」に定めるところによる。
- (2) シーズンイン点検を、運転期間開始前に年2回実施する。
- (3) シーズンオン点検を、運転期間中に毎月1回実施する。ただし、屋外機については3か月に1回とする。
- (4) シーズンオフ点検を、運転期間終了後に年1回実施する。
- (5) 点検項目は下表のとおり。

パッケージ形空気調和機（室外機）点検項目表

点検項目	点検内容	点検時期			備考
		イン	オン	オフ	
ア 基礎・固定部	(ア) 亀裂、沈下等の有無	○	○		
	(イ) 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無	○	○		
	(ウ) 防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無	○	○		
イ 外観の状況	(ア) 本体の腐食、変形及び破損等の有無	○	○		
	(イ) 機器及び機器周辺の油のにじみの有無	○	○		
ウ 電気系統	(ア) 操作回路及び動力回路の絶縁抵抗の良否	○			
	(イ) 端子部の緩み、変色及び破損の有無	○			
	(ウ) 操作盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無	○			
	(エ) クラウンケースヒータの通電状態及び発熱状態の異常の有無	○			
エ 送風機	(ア) Vベルトの緩み、亀裂及び摩耗の有無	○			
	(イ) 軸受けの異常音、異常振動の有無	○			
	(ウ) 羽根車の汚れ、損傷等の有無	○			
オ 冷媒系統	(ア) ガス漏れの有無	○			
	(イ) 配管の損傷、摩耗及び腐食の有無	○			
	(ウ) 四方弁動作の良否	○			
カ 空気熱交換機	(ア) 汚れ、さび、腐食、損傷の有無	○	○		
キ 保安装置	(ア) 圧力開閉器の作動の良否	○			
	(イ) 安全弁の変形及びガス漏れの有無	○			
	(ウ) 加熱防止器の作動の良否	○			
	(エ) 圧力計の指示値の適否	○			
ク 自動制御機器	(ア) 温度調節器、湿度調節器、タイマー制御装置、圧力制御装置及び容量制御装置が規定値で作動すること。	○			
ケ 運転調整	(ア) 運転音及び振動の異常の有無	○			
	(イ) 供給電源電圧の異常の有無	○			
	(イ) 運転時における電圧変動が、規定値内であること	○			
	(ウ) 主電流及び圧縮機電流が規定値以下であること。	○			
	(ク) 吸込空気と吹出し空気の温度差が適正で空気熱交換状況が正常であることを確認する。	○			

パッケージ形空気調和機（室内機）点検項目表

点検項目	点検内容	点検時期			備考
		イン	オン	オフ	
ア 外観の状況	(ア) 本体の腐食、変形及び破損等の有無	○			
	(イ) 吸込口・吹出口の汚れ及び破損等の有無	○			
イ 水系統	(ア) ドレンパンの汚れ、さび、腐食等の有無	○	○		
	(イ) 本体のドレン排水確認を行い、支障のないことの確認	○			
ウ 送風機	(ア) 軸受けの異常音、異常振動の有無	○	○		
	(イ) 羽根車の汚れ、損傷等の有無	○	○		
エ エアフィルター	(ア) ろ材の詰まり、損傷等の有無	○	○		
	(イ) 枠の変形及び腐食の有無	○	○		
オ 自動制御機器	(ア) リモコンスイッチ等によるオン・オフ、温度調整の作動確認	○			
カ 運転調整	(ア) 運転音及び振動の異常の有無	○			
	(イ) 吸込空気と吹出し空気の温度差が適正で空気熱交換状況が正常であることを確認する。	○			

5 冷却塔（冷熱源機器）

冷却塔の点検詳細は以下のとおり

- (1) シーズンイン点検を、運転期間開始前に年1回実施する。
- (2) シーズンオン点検を、運転期間中に毎月1回実施する。
- (3) シーズンオフ点検を、運転期間終了後に年1回実施する。
- (4) 点検項目は下表のとおり。

冷却塔点検項目表

点検項目	点検内容	点検時期			備考
		イン	オン	オフ	
ア 基礎・固定部	(ア) 亀裂、沈下等の有無	○			
	(イ) 基礎ボルトの緩み及び劣化の有無	○			
	(ウ) 防振装置の損傷等の有無	○			
	(ウ) 防振ストッパー等の劣化、緩みの有無	○			
	(エ) 取付け状態の良否		○		
イ 外観の状況	(ア) 本体の損傷、変形及び汚れの有無	○	○	○	
	(イ) 散水装置の腐食、変形、さび及び汚れの有無	○	○	○	
	(ウ) 散水穴の目詰まりの有無	○	○	○	
	(エ) 散水管の回転が円滑であること	○	○	○	
	(オ) 熱交換器コイルの汚れ、損傷等の有無	○		○	
	(カ) エリミネータの損傷、変形及び目詰まりの有無	○		○	
	(キ) ルーバーの損傷、変形及び目詰まりの有無	○	○	○	
	(ク) 充填材へのスケールの付着の有無	○	○	○	
	(ケ) 充填材の目詰まりの有無	○	○	○	
	(コ) 充填剤の座屈及び変形の有無	○	○	○	
	(サ) 架台の変形及び損傷の有無	○	○	○	
	(シ) 架台固定金具の劣化及び組み立てボルトの緩みの有無	○	○	○	
	(ス) 梯子の変形、損傷及び腐食の有無	○	○	○	
	(セ) 梯子、点検扉の変形、損傷及び腐食の有無	○		○	
ウ 水槽	(ア) 内外部の変形、損傷及び汚れの有無	○	○	○	
	(イ) 水漏れの有無	○	○	○	
	(ウ) 水位が既定の位置にあること	○	○		
	(エ) ボールタップ等が確実に作動すること	○	○	○	
	(オ) ストレーナーの目詰まり、損傷等の有無	○	○	○	
	(カ) フレキシブルジョイント接続部の緩み、損傷等の有無	○		○	

点検項目	点検内容	点検時期			備考
		イン	オン	オフ	
エ 送風機	(ア) 羽根車の損傷、腐食及び汚れの有無	○	○	○	
	(イ) 羽根車の回転に支障がないことの確認	○	○	○	
	(ウ) ファンケーシングの損傷及び腐食の有無	○	○	○	
	(エ) 軸が円滑に回転すること	○	○	○	
	(オ) 軸の油量の適否	○	○		
	(カ) 電動機の損傷、腐食等の有無	○			
	(キ) 電動機が円滑に回転すること	○		○	
	(ク) 電動機絶縁抵抗の良否	○			
	(ケ) 電動機の異常音及び異常振動の有無		○		
	(コ) ベルトの張りの適否	○	○	○	
	(サ) ベルトの損傷及び摩耗の有無	○	○	○	
	(シ) プーリーの損傷及び摩耗の有無	○	○	○	
オ 散水ポンプ	(ア) 本体の汚れ、損傷及び腐食の有無	○		○	
	(イ) 異常振動の有無		○		
	(ウ) 電動機絶縁抵抗の適否	○			
	(エ) 電動機回転方向の適否	○			
	(オ) 電流が定格値内であること	○			
	(カ) 異常音及び異常振動の有無		○		
カ 凍結防止装置	(ア) サーモスタットが規定値で作動すること	○			
	(イ) ヒーターの作動電源が定格電流以下であること	○	○		
	(ウ) ヒーター絶縁抵抗の良否	○			
キ 運転調整	(ア) 電動機ファンの回転方向の適否	○			
	(イ) 異常音及び異常振動の有無	○			
	(ウ) 電源電圧の変動が規定値内にあること	○	○		
	(エ) 運転電流が定格値以下であること	○	○		
	(オ) 散水管の回転数が許容値内であること	○	○		
	(カ) 散水が均一に分散していること	○	○		
	(キ) 水槽の水位が適正であること	○			

点検項目	点検内容	点検時期			備考
		イン	オン	オフ	
ク 冷却水及び補給水	(ア) ストレーナー、ダートトラップ等の水回路の水洗いの実施	○			
	(イ) 水質検査ガイドライン項目のうちpH及び電気伝導率について検査を行い、基準値に適合すること。		○		
	(ウ) pH及び電気伝導率が、基準値に適合しない場合は、水質検査ガイドラインの全項目について検査を行い、腐食及びスケールの生成について調査を行い、報告する。		○		
	(エ) 腐食傾向にある場合は、冷却水の入れ替え、ブロー量の調整又は適切なインヒビターの使用を行う。		○		
	(オ) スケール発生傾向にある場合は、(エ)による他、ブラシ洗浄または化学洗浄を実施する。		○		
	(カ) 冷却水が、バクテリア、藻等に汚染されている場合、対応は(オ)による。		○		
ケ 保存	(ア) シーズンオフ時の保存は器内の水を抜いた上で行う。			○	
コ 清掃	(ア) シーズンイン時本体及び配管の清掃を行う	○			

6 ユニット形空気調和機（空気調和等関連機器）

ユニット形空気調和機の点検詳細は以下のとおり

- (1) シーズンイン点検を、運転期間開始前に年1回実施する。
- (2) シーズンオン点検を、運転期間中に毎月1回実施する。
- (3) 点検項目は下表のとおり。

ユニット形空気調和機点検項目表

点検項目	点検内容	点検時期			備考
		イン	オン	オフ	
ア 基礎・固定部	(ア) 亀裂、沈下等の有無	○			
	(イ) 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無	○			
	(ウ) 防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無	○			
イ 外観の状況	(ア) 設置の状況及び劣化・損傷の状況の確認	○			
	(イ) 本体の腐食、変形、破損等の有無	○			
	(ウ) 給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付の状況の点検	○			
	(エ) 保温材・吸音材の損傷及び脱落の有無	○			
ウ 送風機	(ア) 羽根車の汚れ、さび、腐食等の有無	○			
	(イ) 羽根車の回転バランスの良否	○			
	(ウ) シャフトの汚れ、錆及び摩耗の有無	○			
	(エ) Vベルトの緩み、摩耗、損傷等の有無	○	○		
	(オ) プーリの摩耗の有無	○			
	(カ) 軸受の異常音及び異常振動の有無	○	○		
	(キ) 軸受の給油の状態の点検	○	○		
	(ク) カップリングの摩耗及び損傷の有無	○			
	(ケ) 電動機絶縁抵抗の良否	○			
	(コ) 電動機回転方向の適否	○			
	(サ) 電動機表面温度の異常の有無		○		
	(シ) 電動機の電流が定格値内であること	○	○		
エ 熱交換器	(ア) 冷温水コイル、蒸気コイルの汚れ、損傷及び腐食の有無	○			
オ 加湿器	(ア) 加湿ノズルの詰まりの有無及び清掃	○	○		
	(イ) 作動の良否	○	○		
	(ウ) 汚れ、損傷等の有無		○		
	(エ) 加湿状態点検用ランプの動作の良否	○	○		
カ エリミネーター	(ア) 詰まり、腐食等の有無	○	○		
オ 水系統	(ア) 加湿用給水の給水止弁の開閉の点検		○		
	(イ) 加湿用給水の給水止弁の漏れ及び腐食の有無		○		
	(ウ) ドレンパンの汚れ、錆及び腐食の有無	○	○		
	(エ) 本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確認	○	○		
カ エアフィルター	(ア) ろ材の詰まり、変形及び損傷の有無	○	○		
	(イ) 枠の変形、損傷及び腐食の有無	○	○		
キ 運転調整	(ア) 運転状況の良否	○			
	(イ) 運転時電圧変動の適否	○			
	(ウ) 運転時電流の適否	○			
	(エ) インバーター設置時、電流と電圧のバランスの良否	○			

7 ファンコンベクター（空気調和等関連機器）

ファンコンベクターの点検詳細は以下のとおり

- (1) 空気清浄装置の点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (2) シーズンイン点検を、運転期間開始前に年1回実施する。
- (3) ファンコンベクターの点検項目は下表のとおり。

ファンコンベクター点検項目表

点検項目	点検内容	点検時期	備考
		イン	
ア 外観の状況	(ア) 本体の腐食、変形、破損等の有無	○	
	(イ) 固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無	○	
	(ウ) 保温材・吸音材の損傷及び脱落の有無	○	
	(エ) 吹出口の汚れ、破損等の有無	○	
イ 送風機	(ア) 羽根車の汚れ、さび、腐食等の有無	○	
	(イ) 羽根車の回転バランスの良否	○	
	(ウ) 電動機の異常音、異常振動等の有無	○	
	(エ) 電動機絶縁抵抗の良否	○	
	(オ) 電動機回転方向の適否	○	
ウ 熱交換器	(ア) 冷温水コイル、蒸気コイルの汚れ、損傷及び腐食の有無	○	
	(イ) フィンの汚れ及び目詰まりの有無	○	
エ エアフィルター	(ア) ろ材の詰まり、変形及び損傷の有無	○	
	(イ) 枠の変形、損傷及び腐食の有無	○	
オ 電装部品	(ア) 電気配線の損傷、過熱等の有無	○	
	(イ) 接続端子の緩みの有無	○	
	(ウ) 操作スイッチ・運転表示灯の損傷、破損等の有無	○	
	(エ) 表示灯の点灯状態の点検	○	
	(オ) 風量切替等の作動の良否	○	
カ 弁類	(ア) 損傷及び破損の有無	○	
	(イ) エア抜き弁の良否	○	

8 ポンプ（空気調和等関連機器）

ポンプの点検詳細以下のとおり

- (1) 6ヶ月点検及び1年点検を監督官と日程調整のうえ、実施する。
- (2) ポンプの点検項目は下表のとおり。

ポンプ点検項目表

点検項目	点検内容	点検時期		備考
		6M	1Y	
ア 基礎・固定部	(ア) 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無	○		
	(イ) 防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無	○		
イ 外観の状況	(ア) 本体の腐食、損傷及び漏洩の有無	○		
	(イ) 軸継手ゴムの変形及び損傷の有無	○		
	(ウ) ベルトの変形及び損傷の有無	○		
	(エ) 芯出の良否	○		
	(オ) ポンプの吸込圧力及び吐出圧力の良否	○		
	(カ) 真空給水ポンプユニットの受水タンク内吸込圧力及び吐出圧力の良否	○		
	(キ) 軸封からの漏水の有無	○		
	(ク) 設置状況の適否	○		
ウ 電動機	(ア) 発熱の異常の有無	○		
	(イ) 回転方向の適否		○	
	(ウ) 絶縁抵抗の良否	○		
	(エ) 運転電流の良否	○		
エ フート弁及び逆止弁	(ア) 開閉状態の良否	○		
オ 圧力計及び真空計	(ア) 変形、損傷及び腐食の有無		○	
	(イ) 指示値が適正であること。		○	
カ 運転調整	(ア) 運転時における電圧変動の良否		○	
	(イ) 運転電流の良否		○	

9 送風機（ユニットヒーター）（空気調和等関連機器）

送風機の点検詳細以下のとおり

- (1) 送風機の点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (2) 6ヶ月点検及び1年点検を監督官と日程調整のうえ、実施する。
- (3) 送風機の点検項目は下表のとおり。

ポンプ点検項目表

点検項目	点検内容	点検時期		備考
		6M	1Y	
ア 基礎・固定部	(ア) 亀裂、沈下等の有無	○		
	(イ) 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無	○		
	(ウ) 防振材の破損等の有無	○		
イ 外観の状況	(ア) 設置の状態の良否	○		
	(イ) 汚れの有無			
	(ウ) 腐食及びボルトの緩みの有無	○		
ウ 電動機	(ア) 発熱の異常の有無	○		
	(イ) 回転方向の適否		○	
	(ウ) 絶縁抵抗の良否	○		
	(エ) 運転電流の良否	○		
エ 軸受	(ア) 発熱、異常音及び異常振動の有無	○		
オ Vベルト	(ア) 緩み、損傷及び摩耗の有無	○		
カ Vベルトカバー	(イ) 変形及び損傷の有無	○		
キ Vプーリー	(ア) 損傷及び摩耗の有無	○		
	(イ) 芯出の良否	○		
ク 羽根車	(ア) 汚れ、変形及び腐食の有無		○	
	(イ) ボルトの緩みの有無		○	
	(ウ) ケーシングに接触していないことの確認		○	
ケ 運転調整	(ア) 運転時における電圧変動の良否		○	
	(イ) 運転電流の良否		○	